

秋田県公報

目次

ページ

秋田県公報
副刊の掲載に関するお知らせ(11-14).....1

監査委員公告

監査結果公告第2号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成18年2月17日

秋田県監査委員	富	樫	博	之
秋田県監査委員	秋	田	江	宗
秋田県監査委員	秋	田	昭	祐
秋田県監査委員	秋	田	康	郎
財	菊	地	康	男
	財		646	
秋田県代表監査委員	山	田	昭	郎
	秋	田	県	知
	寺	田	典	城
	平	成	18	年
	1	月	31	日

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)
平成17年11月7日付け監委 638で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。
(別紙)

監査箇所名	人事課	監査年月日	平成17年10月24日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)
扶助料に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
扶助料に係る未収金については、分割により定期的に一部納入されたいますが、納入が滞ることのないように面談、電話等による催告を引き続き行い、早期回収に努めてまいります。

監査課所名	税務課	監査年月日	平成17年10月24日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)
県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
未収金の収納整理につきまして、その縮小に向け努力しているところでありますが、平成17年10月末現在の未収金は全体で15億9,963万円余りで前年同期と比べ、4.7%、7,934万円余りの減となっております。
今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を随伴することで未収金の縮小に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村と地域振興局との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にしてその縮減に努めてまいります。

なお、平成17年度は平日や日中忙しい納税者のため「休日納税相談日」及び「夜間納税相談日」を全県で随時に設置しているほか、勤務時間の割振りの特例制度を活用し効率的な滞納整理を実施しております。

(指摘事項)
年度末に大量に購入した切手の在庫が、年間使用量を超えているので、適切な購入計画に努めること。
(措置事項)
年度末に大量に購入することのないよう、計画的な切手の購入に努めます。

監査課所名	鹿角地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年8月18日
(指摘事項)			

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け常に努力しているところですが、平成17年10月末現在の未収金合計額は、3,751万円余りで前年度同期と比べ、4.0%、158万円余りの減となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の85.0%を占める個人県民税については、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局(建設部)	監査年月日	平成17年8月19日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

工事請負契約解除違約金に係る未収金については、債務者である法人の破産に伴う平成15年10月の債権者集会において、債権として登録され清算手続きを行ってまいりましたが、平成17年4月に計算報告が終了し、配当がなかったことから、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行うこととしております。

(指摘事項)

住居手当の認定誤りによる誤支給があったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)

住居手当の過支給分については、平成17年7月6日に返納済であります。今後は適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年9月7日
-------	-----------------	-------	-----------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところですが、平成17年10月末現在の未収金の合計は1億965万円余りと前年同期と比

べ4.2%、438万円余りの増となっております。

今後とも、適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の59.6%を占める個人県民税につきましては、市村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(大館福祉環境部)	監査年月日	平成17年8月2日
-------	-------------------	-------	-----------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

16年度から繰越調定した未収金7,212,119円については、11月9日までに一部納付を含め、1,398,362円を回収しております。今後とも未収金残金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	北秋田地域振興局(鷹巣阿仁福祉環境部)	監査年月日	平成17年8月31日
-------	---------------------	-------	------------

(指摘事項)

生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

16年度から繰越調定した未収金2,950,479円については、11月16日までに一部納付を含め、17件、100,135円を回収しております。また、福祉事務所の統合に伴い、北福祉事務所に生活保護費の業務を移管いたしておりますが、早期回収及び未納防止につきましては、協力しながら進めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(建設部)	監査年月日	平成17年9月1日
-------	---------------	-------	-----------

(指摘事項)

県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

県営住宅使用料の未収金については、入居者状況をきめ細かく把握し、訪問督促等を行い滞納の早期解消に努めてまいります。

<p>工事請負契約解除違約金の未収金については、納入義務者が破産宣告・破産廃止決定を受けているため、関係各課と協議のうえ平成17年度中に欠損処分の手続きを行う予定であります。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>県単簡易舗装工事において、別個所の橋面舗装補修工を変更契約で施行しているが、別途契約とすべきであるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>当初契約内容にはない側道橋の橋面舗装補修を変更処理しましたことについては、緊急を要すること、同路線で距離的にも近かったこと、修復内容も舗装補修であること、工事費的にも比較的小規模であることから、請負契約者に変更内容を通知の上変更契約したものであります。今後は適切な対応に努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年8月23日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>未収金の縮減については、従前より継続して努力しているところでありますが、平成17年10月末の未収金合計額は、9,572万円余りで前年度同期と比べ0.58%、56万円余りの増となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納整理の進行管理のもと、滞納事案ごとの状況に即した処分執行により、未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の73.2%を占める個人県民税につきましては、市町村との情報交換を積極的に行うなど、連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成17年8月23日
<p>(指摘事項)</p> <p>児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>16年度から繰越測定した未収金6,243,456円については、10月末日までに一部納付を含め、19件、847,811円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。</p>			

監査課所名	山本地域振興局(建設部)	監査年月日	平成17年8月24日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>県営住宅使用料の未収金については、滞納者に対して「県営住宅滞納対策事務処理要項」に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催促するなど、早期に滞納を解消するように努めております。</p> <p>今後とも、一層の回収に努力してまいります。</p> <p>工事請負契約前払金返還利息の未収金については、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行っております。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>防火管理講習受講料及び振込手数料の資金前渡金について、精算処理が行われていないことから、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>資金前渡金については、遅滞なく精算処理を行い、適切に処理してまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局(県税部)	監査年月日	平成17年9月7日
<p>(指摘事項)</p> <p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項)</p> <p>未収金については、その縮小に向け常に努力しているところでありますが、平成17年10月末現在の未収金合計額は9億3,265万円余りで前年同期と比べ6.6%、6,611万円余りの減となっております。</p> <p>今後とも、滞納者管理を徹底し、より効率的な滞納整理の推進を図るとともに、未収金の36%を占める個人県民税については、市町村との連携を密にしてその縮減に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成17年9月9日
<p>(指摘事項)</p>			

生活保護費返還金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

16年度から繰越調定した未収金17,298,216円については、10月末までに一部納付を含め、45件、1,321,926円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	秋田地域振興局(農林部)	監査年月日	平成17年9月7日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)

工事請負契約解除による前払金返還利息に係る未収金については、これまでその徴収に努めてきましたが、債権者である法人が既に業務実態がないことが判明したため、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止しております。

監査課所名	秋田地域振興局(建設部)	監査年月日	平成17年9月8日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

道路法に基づき原因者負担金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

道路法第58条第1項による原因者負担金の未収金については、債務者への督促等を継続し収納整理に努めるとともに、今後取り得る対応等について弁護士とも協議のうえ対応してまいります。

河川土石採取料の未収金については、再三にわたり電話督促等を行っているものの未納となっております。

今後とも、引き続き全額を収納すべく努力してまいります。

監査課所名	秋田地域振興局(岩見ダム管理事務所)	監査年月日	平成17年9月8日
-------	--------------------	-------	-----------

(指摘事項)

飲料水の水质検査を、年度末に正規の手続きをせずに実施しているの、今後、財務規則を遵守し、適切な時期に実施すること。

(措置事項)

総務担当と業務担当間の連絡をさらに密にするとともに、チェック体制の構築を図り、適切な事務処理に努めてまいります。

(指摘事項)

ダム監査工シベーター保守点検業務委託について、更新工事により保守点検を要しなかった期間についても保守点検料を支払っていることから、今後は適切な処理を行うこと。

(措置事項)

保守点検業務委託の保守点検料については、平成17年8月1日に返納済であります。今後、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	由利地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年8月31日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理については、その縮減に努力しているところであり、平成17年10月末現在の未収金合計額は、1億918万円余りで、前年同期の101.8%となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を随伴することで未収金の縮減に努めてまいります。

特に、未収金の約58%を占める個人県民税につきましては、市との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	由利地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成17年8月31日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

16年度から繰越調定した未収金92件、計5,994,473円については、11月17日までに、一部納付を含め56件、1,372,493円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力します。

監査課所名	仙北地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年9月7日
(指摘事項)	<p>県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>未収金の収納整理については、常に縮減に努力しているところですが、平成17年10月末現在の未収金合計は1億7,979万円余りと前年同期と比べ、2.4%、445万円余りの減となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を望むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の40.1%を占める個人県民税については、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>		
(指摘事項)	<p>平成13年度自動車税、1件課税対象者に錯誤があったことにより、地方税法第17条の5の規定に基づき課税権が消滅した事例があったので、今後は適正な事務処理を行うこと。</p>		
(措置事項)	<p>課税事務処理にあたっては、課税対象者の確認を十分に行うとともに、変更が生じた場合は迅速的確に処理するなど適正な事務処理に努めます。</p>		
監査課所名	仙北地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成17年9月7日
(指摘事項)	<p>生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>16年度から繰越測定した未収金28,344,384円については、平成17年11月10日までに一部納付を含め、10件、777,700円を回収しております。</p> <p>今後とも未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力してまいります。</p>		
(指摘事項)	<p>平成16年度未収分の債権管理簿を作成するとともに、平成15年度以前分の債権管理簿の整理等を行うこと。</p>		
(措置事項)	<p>平成16年度未収分に係る債権管理簿の作成及び、平成15年度以前分の債権</p>		

<p>管理簿の整理を平成17年9月30日までに完了致しました。今後とも随時整理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局(農林部)	監査年月日	平成17年9月7日
(指摘事項)	<p>工事請負契約解除に伴う前払金返還金遅延利息に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、引き続き収納整理に努めてまいります。債務者は自己破産申請をするも破産管財人選定の費用を用意できず、平成16年9月15日付けで申請を取り下げするなど、債権回収は極めて困難な状況であり、徴収停止等の手続きも検討してまいります。</p>		
監査課所名	仙北地域振興局(仙北平野農村整備事務所)	監査年月日	平成17年9月7日
(指摘事項)	<p>換地清算金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p>換地清算金に係る未収金については、16件で5,796,472円でありましたが、平成17年10月末現在では5件で2,804,631円となっております。</p> <p>今後とも戸別訪問等による督促を行い、早期の回収に努めてまいります。</p> <p>工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金2件のうち1件については、債務者である法人に対し破産終結の決定がなされ、配当額が確定しているため、その差額について不納欠損処分の手続きを進めてまいります。</p> <p>また、他の1件については、引き続き収納整理に努めてまいります。債務者は事務所等の資産を競売で失うなど休業状態であり、収納は極めて困難と想定され、徴収停止等の手続きも検討してまいります。</p>		
監査課所名	仙北地域振興局(建設部)	監査年月日	平成17年9月8日
(指摘事項)	<p>工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。</p>		
(措置事項)	<p></p>		

平成16年度の未収金52,665円につきましては、面接などにより督促した結果、平成17年10月4日に完納済です。

監査課所名	平鹿地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年8月24日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところであり、平成17年10月末現在の未収金合計額は78,356千円余りと前年同期に比べ、13.3%12,001千円余りの減となっております。

今後とも適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の61.7%を占める個人県民税につきましては、横手市と滞納事案について積極的に情報交換するなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成17年8月24日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

生活保護費返還金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

16年度から繰越調定した未収金計12,207,023円については、11月21日まで一部納付を含め、16件、515,878円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	平鹿地域振興局(建設部)	監査年月日	平成17年8月25日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、滞納者に電話、文書、訪問等により督促しております。

また、滞納期間が長期にわたるものについては、連帯保証人に催促するな

ど、早期に滞納を解消するよう努めております。

今後とも一層の未納金の回収に努力してまいります。

監査課所名	雄勝地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成17年8月2日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところでありますが、平成17年10月末現在の未収金は全体で、5,655万円余りで前年同期と比べ3.5%、204万円余りの減となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことで未収金の縮小に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど、連携を密にしてその縮小に努めてまいります。

なお、平成17年度は平日や日中忙しい納税者のために「休日納税相談日」を随時に設けております。

監査課所名	雄勝地域振興局(福祉環境部)	監査年月日	平成17年8月2日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項)

母子寡婦福祉資金貸付金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

心身障害者扶養共済加入者納付金の未収金につきましては、平成16年度から繰越調定した279,150円のうち、11月10日までに一部納付を含め、11件、33,150円を回収しております。

また、福祉事務所の統合に伴い、南福祉事務所に母子寡婦福祉資金貸付金等の未収金について業務を移管しておりますが、これらの早期回収及び未納防止につきましても協力を図りながら進めてまいります。

(指摘事項)

債権管理簿の整理等がされていないので、今後整理・作成すること。

(措置事項)

債権管理簿につきましては、適切に整理・作成いたしました。

公 開 帳 田 秋

(金 曜 日) 平成18年2月17日

監査課所名	科学技術課	監査年月日	平成17年10月6日
(指摘事項)	皇立大学の授業料等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金の一部については回収いたしました。残額についても、引き続き回収に努めてまいります。 (指摘事項) 時間外勤務手当の支給漏れがあったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。 (措置事項) 支給漏れがあった時間外手当については、本年度、措置いたしました。今後は適切な処理に努めてまいります。		
監査課所名	皇立大学事務局	監査年月日	平成17年6月10日
(指摘事項)	授業料に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 当該未納者については、分納計画に従い回収し、平成17年7月をもって全額収入済みとなっております。 (指摘事項) 行政財産目的外使用許可した P H S 基地局の電気料金を徴収していないので改善すること。 (措置事項) 当該電気料金については、平成17年度において速やかに調定処理を行い、全額徴収済みとなっております。		
監査課所名	皇立大学本荘事務室	監査年月日	平成17年6月9日
(指摘事項)	授業料に係る未収金の回収に努めること。 (措置事項) 未収金については、未納者本人及び保証人に対する納入指導を行うなど、		

引き続き回収に努めてまいります。

監査課所名	皇立大学大潟事務室	監査年月日	平成17年6月6日
(指摘事項)	短期大学部学生寮入居費用収入に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 当該未納者2名に対し、分納計画に従い今後とも回収に努めてまいります。		
監査課所名	農業試験場	監査年月日	平成17年6月29日
(指摘事項)	物品購入事務において、不適正な会計処理があるので、再発防止策を講じ、適正な会計処理を行うこと。 (措置事項) 一人の職員が、発注、契約、検査、支出の一連の事務を行っていたため事故が発生したものであります。 このため、購入にあたっての事前同や納品検査を中心に、次のような改善策を講じました。 1) 物品事務における事前発注の防止 購入回いを必須とする。 事務・管理物品(ほ場含む)については、総務班長の決裁を得る。 研究物品については、担当部長の決裁を得る。 負担行為同(契約締結同・支出命令事務)を執る際に購入同を添付する。 2) 検査員は起案者以外の職員を指定し、これを行わせる。 3) 上記1) の決裁までに総務班2名以上の合議を経る。 4) 事務物品の管理は物品庫において行い、総務班が鍵及び受払の管理を行う。 5) 定期的に、事務次長・総務班長による予算執行状況及び物品の受払状況の調査管理を行う。 6) なお、事務物品については、物品集中調達公所とすることが適当と考えられるので、所管課と協議している。		

監査課所名	水産振興センター	監査年月日	平成17年6月29日
<p>(指摘事項) 生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 債権者の藤里町内水面漁業組合は依然休業状態であり、収納は極めて困難な状況にあります。引き続き、町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後とも収納整理に努力してまいります。</p>			
監査課所名	高度技術研究所	監査年月日	平成17年6月7日
<p>(指摘事項) 設備使用料に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措置事項) 設備を使用した企業が自己破産したことにより、未収金が発生したものであります。現在、破産手続き中であり、結果を待つて適切に処理いたします。</p> <p>経過 H. 16. 6. 21 破産申立 H. 16. 7. 23 破産債権届出</p>			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成17年10月7日
<p>(指摘事項) 生活保護費返還金等の未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 16年度から繰越調定した未収金計57,185,889円については、11月30日までに117件、3,093,851円を回収したほか、1件、118,200円を不納欠損処分いたしました。</p> <p>今後とも、未収金の回収及び未然防止に一層努力いたします。</p>			
監査課所名	長寿社会課	監査年月日	平成17年10月7日
<p>(指摘事項)</p>			

<p>介護支援資金貸付金に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措置事項) 平成17年8月17日までに、全額収納いたしました。</p>			
監査課所名	長寿社会課国保医療指導室	監査年月日	平成17年10月7日
<p>(指摘事項) コクホラインサーバ・端未保守委託において、単独随意契約をしているが、契約書に全額再委託を許す条項があることから、単独随意契約理由は妥当性を欠いており、全額再委託も認められないので、今後、適正な契約を行うこと。</p> <p>(措置事項) 平成17年度の委託契約においては、当該条項を削除して契約を締結しております。</p> <p>今後の契約につきましても、適切な契約を締結してまいります。</p>			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成17年10月7日
<p>(指摘事項) 児童保護費負担金等の未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 16年度から繰越調定した未収金計41,065,142円については11月30日までに一部納付を含め、84件、1,264,470円を回収しております。</p> <p>今後とも、未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努力します。</p> <p>(指摘事項) 債権管理簿の整理等がされていないので、今後適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 債権管理簿の整理等については、今後とも適切な処理に努めます。</p> <p>(指摘事項) 行政財産の目的外使用許可をした訪問介護員養成研修について、障害者自立訓練センター体育館の電気料等の費用徴収がされていないので、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 当該施設の使用許可については、今後とも適切な処理に努めます。</p> <p>(指摘事項)</p>			

郵券類の在庫管理に不備が見られるので、今後適切に管理すること。
 (措置事項)
 郵券類の在庫管理については、今後とも適切な管理に努めます。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成17年10月7日
(指摘事項)	母子寡婦福祉資金貸付金等の未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	平成16年度から繰越調定した未収金合計80,879,667円については、11月30日までに一部納付を含め、565件、6,632,816円を回収しております。今後とも、未収金残額の早期回収及び未収防止に一層努力します。		
(指摘事項)	行政財産である国際児童年記念児童福祉センター宿泊棟について、目的外使用許可の手続きがされないまま貸付けしているので、所要の措置を講ずるとともに、管理の手続きについても今後は適切な処理を行うこと。		
(措置事項)	宿泊棟の貸付については、使用承認申請書の提出をもとに判断することとします。		
また、施設管理については、キャンゾ場を所管する仙北市(仙北市田沢湖地域センター田沢湖観光課)と管理委託契約することとします。			
監査課所名	医薬薬事課	監査年月日	平成17年10月7日
(指摘事項)	公的医療機関等設備整備基金貸付金等の未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	平成16年度から繰越調定した公的医療機関等設備整備基金貸付金等については、12月2日までに一部納付も含め、次のとおり回収しております。今後とも未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。		
	公的医療機関等設備整備基金貸付金		
	16年度未収金	2件	83,063,862円
	12月2日現在回収金額		1,011,952円
	看護職員修学資金貸付金		
	16年度未収金	57件	2,095,467円
	12月2日現在回収金額		239,000円

監査課所名 健康対策課

監査年月日

平成17年10月7日

(指摘事項)
 特定疾患医療費不正請求の返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成11年度と平成15年度及び平成16年度に発生した未収金計900,867円については、平成17年11月30日までに4件34,004円を回収しております。

今後とも未収金残額の早期回収及び未納防止に一層の努力をいたします。

(指摘事項)

債権管理簿の整理等がされていないので、今後適切に処理すること。

(措置事項)

債権管理簿の整理等については、平成17年10月14日に記載整理をいたしました。

今後とも適切な事務処理に一層の努力をいたします。

監査課所名 太平洋育園

監査年月日

平成17年5月27日

(指摘事項)
 短期入所サービス利用に係る未収金の回収に、なお一層努めること。

(措置事項)

15年度から繰越調定した未収金6,640円については、今後とも未収金の早期回収及び未納防止に努めます。

監査課所名 中央児童相談所

監査年月日

平成17年6月7日

(指摘事項)
 児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成16年度から繰越調定した未収金合計31,735,610円については、11月30日までに一部納付を含め、433,100円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未収防止に一層努力します。

監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成17年10月11日
<p>(指摘事項) 産業廃棄物処理場の行政代執行に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 能代市の債務者については、破産宣告を受けていることから、破産管財人と連絡を密にしながら破産手続きの状況を確認しているところであり、また、八郎潟町の債務者については、昨年、転居先を確認しましたが、今年になり本人から支払いたいとの意思表示があったため、その動向を確認しております。</p> <p>今後とも、行政代執行費用に係る未収金の回収に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 産業廃棄物処理施設使用料の私人委託契約の取扱要領で督促等の債権管理を認めているが、督促状の発行、延滞金の徴収及び滞納処分は私人に委託できないので、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 私人委託契約の取扱要領について、早急に見直し、改正を行い、適切に処理いたします。</p> <p>なお、委託先においては、これまで取扱要領に基づく督促等を行ったことはありません。</p> <p>(指摘事項) 産業廃棄物処理施設整備補助金において、各交付先で同様な仕様のトラック重量測定器を購入しているが、購入額に大きな開きがあることから、多者見積の指導をするなど今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 同補助事業において、同種、同規模の装置でありながら補助額に大きな差が生じているのは、販売業者が異なることと、いずれも単独見積で競争性が発揮されなかったことによると思われます。今後は、事業者に複数見積の徴取を指導するなど交付要綱を改正し、補助額に大きな差が生じないようにしてまいります。</p>			
監査課所名	流通経済課	監査年月日	平成17年10月12日
<p>(指摘事項)</p>			

<p>農業改良資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 長期化している未収金のうち、農業振興対策資金と農業改良資金の一名については月賦払いで着実に分割償還を続けており、今後も継続していきま</p>			
<p>す。</p> <p>農業改良資金の他の未収金については、文書による督促及び本人、連帯保証人との面談を定期的に行い、回収に努めます。</p> <p>また、農業振興対策資金の死亡後に相続放棄された債権については、状況調査の結果を踏まえて、不納欠損処理できるかどうか検討します。</p>			
監査課所名	農畜産振興課	監査年月日	平成17年10月13日
<p>(指摘事項) 畜産経営自立化促進資金貸付金元利収入等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金については、一部納付されておりませんが、一括納付が困難な債務者については、分割納付等により収入の確保を図るとともに、引き続き収納整理に努めます。</p> <p>また、納付が不可能と思われる債務者については、充分調査の上、不納欠損等の措置を講じてまいります。</p>			
監査課所名	農地整備課	監査年月日	平成17年10月12日
<p>(指摘事項) 換地清算金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) (換地清算金に係る未収金) 当該未収金につきましては、16件で5,796,472円でありましたが、17年10月末現在では5件で2,804,631円となっております。今後も戸別訪問等による督促を行い、早期の回収に努めてまいります。</p> <p>(工事請負契約解除による前払金返還利息等に係る未収金) 当該未収金のうち1件につきましては、破産終結の決定がなされ配当額が確定したので、その差額について不納欠損処分の手続きを進めてまいります。</p>			

<p>また、他の3件のうち1件につきましては、法人が既に業務実態がないことが判明したため徴収停止をしており、2件につきましては、引き続き収納整理に努めるとともに、債権回収が非常に困難な状況にあり、徴収停止等の手続きも検討してまいります。</p> <p>(指摘事項) 公共用地の未登記分について、登記の促進を図ること。</p> <p>(措置事項) 平成16年度に取得した用地の未登記27筆につきましては、17年6月末で登記をすべて完了しております。</p> <p>なお、15年度以前に取得した過年度未登記につきましては、16年度末現在で28筆ありましたが、17年度中に2筆が登記完了予定であり、残りの26筆についても未登記の解消に努めてまいります。</p>			
監査課所名	水産漁港課	監査年月日	平成17年10月12日
<p>(指摘事項) 生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 債務者の漁業生産組合は依然休業状態にあり、収納は極めて困難な状況にありますが、引き続き町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後とも収納整理に努力してまいります。</p>			
監査課所名	秋田又平振興課	監査年月日	平成17年10月13日
<p>(指摘事項) 林業改善資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金の回収にあたっては元金の回収を優先しながら、一括返済が困難な滞納者については、分割納付を指導し回収に努めております。</p> <p>さらに森林組合、果森連、地域振興局森づくり推進課と本庁が連携を取りながら、文書による督促を増やすとともに、長期未納者については、戸別訪問に加え連帯保証人にも督促するなど収納整理の強化に努めてまいります。</p> <p>また、新規の発生を防止するため、地域振興局農林部における運営協議会での審査を十分にしております。</p>			

監査課所名	花き種苗センター	監査年月日	平成17年5月27日
<p>(指摘事項) 時間外勤務手当の支給割合に誤りがあったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 誤支給分については、返納の処理を平成17年5月中に完了しており、今後は適切な事務処理に努めます。</p>			
監査課所名	商工業振興課	監査年月日	平成17年10月14日
<p>(指摘事項) 内陸工業団地開発事業特別会計等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 内陸工業団地開発事業特別会計の連約金に係る未収金については、当該企業の活動状況について継続的に調査し、収納に努力してまいりましたが、当該企業は実質的に倒産状態で返済能力が皆無の状況にあり、民法上の消滅時効の期日を迎えましたので、その対応について顧問弁護士と相談し、適切に対応してまいります。</p> <p>内陸工業団地開発事業特別会計の財産貸付収入に係る未収金については、当該企業が自己破産しておりますので、管財人と協議しながら、その債権の保全に努めてまいります。</p> <p>中小企業設備導入助成資金貸付金の未収金については、事業を継続している債務者については、経営状況や資金繰りを把握し経営指導を行いながら償還を促し、回収に努めてまいります。</p> <p>破綻先については、定期分割償還や資産の任意売却を指導するとともに連帯保証人への弁済交渉を行い、回収に努めてまいります。さらに、債務者・連帯保証人(相続人含む)の所在、資産状況等を調査し、回収の見込めないものについては、不納欠損処分に向けた事務処理を進めてまいります。</p>			
監査課所名	企業支援センター	監査年月日	平成17年10月14日
<p>(指摘事項) 中小企業設備導入助成資金貸付金の未収金の回収に、なお一層努めること</p>			

と。
 (措置事項)
 事業を継続している債務者については、経営状況や資金繰りを把握し経営指導を行いながら償還を促し、回収に努めてまいります。
 破綻先については、定期分割償還や資産の任意売却を指導するとともに連帯保証人への弁済交渉を行い、回収に努めてまいります。さらに、債務者・連帯保証人(相続人含む)の所在、資産状況等を調査し、回収の見込めないものについては、不納欠損処分に向けた事務処理を進めてまいります。

監査課所名	資源エネルギー課	監査年月日	平成17年10月14日
-------	----------	-------	-------------

(指摘事項)
 公共用地の未登記分について、登記の促進を図ること。
 (措置事項)
 昭和42年度取得の公共用地941筆のうち807筆については、平成10年度までに登記完了していますが、共有地における地権者の相続人の追跡困難、実測図不詳等の理由により、61筆が未登記であります。この未登記61筆については、引き続き追跡調査を行い、登記処理に努めてまいります。

監査課所名	建設管理課	監査年月日	平成17年10月18日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
 公共用地の未登記分について、登記の促進を図ること。
 (措置事項)
 平成16年度取得の公共用地未登記61筆については、その後の登記作業により7筆が登記済となっております。残り54筆については、土地改良事業の施工に伴い換地処分による登記処理を行うこととなっております。
 このため当該事業終了後に全て登記済となります。

また、平成12年度以前に取得した土地の未登記処理については、引き続き調査を行い登記処理に努めてまいります。

(指摘事項)
 建設業者等級格付名簿への誤登載により、無資格業者の指名と契約締結を生じさせたことから、今後はチェック体制を強化し再発防止に努めること。
 (措置事項)
 入力ミスによる格付名簿への誤登載をシステム的に防止するため、格付名

簿等の管理システムを改善しました。
 今後、建設業者等級格付名簿の管理に当たっては、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	下水道課	監査年月日	平成17年10月18日
-------	------	-------	-------------

(指摘事項)
 下水道事業使用料に係る未収金の回収に一層努めること。
 (措置事項)

平成16年度分の未収金については、書面及び訪問による督促を行い平成17年10月28日までに完納されましたが、今後も未収金が発生した場合は早期の回収に努めてまいります。

監査課所名	道路課(道路環境課)	監査年月日	平成17年10月18日
-------	------------	-------	-------------

(指摘事項)
 道路法に基づく原因者負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。
 (措置事項)

工事請負契約前払金返還利息の未収金については、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行っております。
 道路法第58条第1項による原因者負担金の未収金については、債務者への督促等を継続し収納整理に努めるとともに、今後取り得る対応等について弁護士とも協議の上、対応してまいります。

工事請負契約解除違約金に係る未収金2件のうち、平成14年度発生分については、債務者である法人の破産に伴う平成15年10月の債権者集会において、債権として登録され清算手続きを行ってまいりましたが、平成17年4月に計算報告が終了し、配当がなかったことから、地方自治法施行令第171条の5の規定により徴収停止を行うこととしております。

平成15年度発生分の未収金につきましては、督促の結果、平成17年10月4日に全額納付済みです。

監査課所名	河川砂防課(河川課)	監査年月日	平成17年10月19日
-------	------------	-------	-------------

(指摘事項)
 河川土石採取料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
河川土石採取料の未収金については、再三にわたり電話督促等を行っているものの未納となっております。
今後とも、引き続き全額を収納すべく努力してまいります。
工事請負契約解除違約金の未収金については、納入義務者が破産宣告・破産廃止決定を受けているため、関係各課と協議のうえ、平成17年度中に欠損処分の手続きを行う予定であります。

監査課所名	河川砂防課(砂防課)	監査年月日	平成17年10月19日
-------	------------	-------	-------------

(指摘事項)
工事請負契約解除違約金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
工事請負契約解除違約金の未収金については、納入義務者が破産宣告・破産廃止決定を受けているため、関係各課と協議のうえ、平成17年度中に欠損処分の手続きを行う予定であります。

(指摘事項)
県内宿泊出張している2名に対し、旅費支給がされていないことから、所要の措置を講ずること。

(措置事項)
職員出張支援システム導入後、間もない時期の出張で、出張者が事務処理に習熟していなかったために生じたものであり、事務処理について、再度職員に周知徹底を図ります。
なお、この未払い分については、所定の手続きを行い、既に職員に支払い済みであります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成17年10月19日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
行政代執行費用の未収金については、債務者の所有する不動産に対し、平成15年1月16日付で秋田地方裁判所に行政代執行法に基づき参加差し押さえ処分を行い、配当を要求しております。

このため、土地の参加差し押さえの配当を待つとともに、引き続き債権回収のための催告等を行ってまいります。
港湾施設用地使用料の未収金については、随時、納付催促・督促を行っておりますが、納入遅延の状態が続いており、現在は、分割納付することで未納者と協議中であります。
今後とも引き続き未収金の回収に努めてまいります。

(指摘事項)
出張し復命している実績があるが、旅費の支給がされていないことから所要の措置を講ずること。

(措置事項)
企業ヒアリングのため、課員が私用車により県外出張したケースであり、この場合、出張支援システムの処理とともに、従来からの総務担当者による財務会計システムでの旅費の支出手続きをする必要がりましたが、この財務会計処理にかかる連絡不備により生じた未払いであります。
今後は、私用車による県外出張の場合、その旨を総務担当者に通知することを再度職員に周知徹底し、財務会計処理と齟齬を来すことのないよう努めてまいります。

なお、この未払い分については既に職員に支払い済みであります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成17年10月19日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)
県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催告するなど、早期に滞納を解消するように努めております。
また、納入について誠意のない滞納者に対しては、法的措置を講じており、今後とも、一層の回収に努力してまいります。

監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成17年6月7日
-------	---------	-------	-----------

(指摘事項)
港湾施設用地使用料に係る未収金の回収に一層努めること。

<p>(措 置 事 項)</p> <p>港湾施設用地使用料の未収金については、随時、納付催促・督促をしますが、納入遅延の状態が続いており、現在は、分割納付することで未納者と協議中であります。</p> <p>今後も引き続き未収金の回収に努めてまいります。</p> <p>(指 摘 事 項)</p> <p>護岸災害復旧工事の指名競争入札において、落札者の決定公表に誤りがあったので、今後は、適切な入札手続を行うこと。</p> <p>(措 置 事 項)</p> <p>入札手続きにあたっては、これまで職員 2 人の立会で入札書の並べ替え、予定価格調書との確認を行っていましたが、指摘のありました以降の入札では、職員 3 人での入札書の並べ替え、入札調書の記入、予定価格調書との精査確認後に、落札者の決定公表をすることとしており、チェック機能を高め適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	船川港湾事務所	監査年月日	平成17年6月10日
<p>(指 摘 事 項)</p> <p>港湾保安施設整備工事について、当初契約の工期の終期経過後に設計及び工期の変更契約をしていることから、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措 置 事 項)</p> <p>今後は、工期並びに進捗状況等について、定期的に所内の打ち合わせを実施し、事務処理が適切に行われているか確認してまいります。</p>			
監査課所名	北部流域下水道事務所	監査年月日	平成17年7月12日
<p>(指 摘 事 項)</p> <p>下水道事業使用料に係る未収金の回収に努めること。</p> <p>(措 置 事 項)</p> <p>平成16年度分の未収金については、書面及び訪問による督促を行い平成17年10月28日までに完納されましたが、今後も未収金が発生した場合は早期の回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	管財課	監査年月日	平成17年10月21日
<p>(指 摘 事 項)</p>			

土地貸付収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措 置 事 項)

4 件の未収金のうち、平成14年度分 1 件133,754円については、平成17年4月5日までに全額を、平成15年度分 1 件178,343円については、平成17年10月30日までに46,255円を、平成16年度分 2 件のうちの 1 件5,500円については、平成17年6月20日までに全額をそれぞれ回収しております。

未回収の平成15年度分 1 件132,088円と平成16年度分 1 件182,801円については、毎月臨戸による徴収に努めているところであり、全額納入されるよう債権整理についてさらに努力してまいります。

(指 摘 事 項)

土地貸付の賃貸料に係る納入遅延金を徴収していないので、改善すること。

(措 置 事 項)

土地貸付料の滞納に伴う延滞金については、貸付料の早期納入を優先したため、延滞金の調定をしていなかったものであり、今後は契約書に沿った延滞金額が確定された次第調定を行い、回収に努めてまいります。

監査結果公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について報告があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成18年2月17日

秋田県監査委員	富 樫 博 之
秋田県監査委員	杉 江 宗 祐
秋田県監査委員	山 田 昭 郎
秋田県監査委員	菊 地 康 男
教 総	2709
	平成17年12月7日

秋田県代表監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査の結果に基づき講じた措置について（報告）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙)

監査課所名	保健体育課	監査年月日	平成17年10月20日
<p>(指摘事項) 行政財産の目的外使用許可し、県立体育館に設置された P H S 基地局に係る電気料金が徴収されていないので、今後適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 県立体育館に設置している P H S 基地局に係る電気料金については、県庁舎入居団体費用収入として納入するよう所要の手続きを講じ、平成17年12月5日に収納予定です。今後は、使用申請内容を精査し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	福利課	監査年月日	平成17年10月20日
<p>(指摘事項) 恩給過年度返納金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 恩給過年度返納金に係る未収金については、履行期限分割延期承認に基づき債権の管理を行うとともに、文書による督促及び訪問等により回収に努めてまいりましたが、平成15年以来、2年半以上納入がなされていないのが現状であります。</p> <p>また、債権者は居住場所が定かでない、時々立ち寄っている形跡はあるものの住民票に記載されている住所には居住しておらず、訪問しても面会できない状況が続いております。今後は文書や訪問による督促を継続するとともに、より有効な回収策について出納局等と協議しながら回収に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	子ども博物館	監査年月日	平成17年4月15日
<p>(指摘事項) 保管場所が不明な備品があるので、亡失処理、不用処分等適切な処理をすること。</p> <p>(措置事項) 保管場所が不明な備品については、亡失処理の手続きを行い備品台帳より削除いたしました。今後は、適宜備品の状況を確認し、財務規則に基づき適</p>			

切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	西目高等学校	監査年月日	平成17年8月30日
<p>(指摘事項) 松食い虫被害木処理業務委託契約のうち、競争入札で執行すべきものを随意契約で執行していたものがあつたので、今後は適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(措置事項) 松食い虫被害木処理業務委託契約のうち、競争入札で執行すべきものを随意契約で執行してしまいましたが、今後は財務規則を遵守した契約を行い、業者選定の公平性、透明性及び競争性に留意し、適正な事務処理を行います。</p>			
監査課所名	横手工業高等学校	監査年月日	平成17年5月19日
<p>(指摘事項) 扶養手当に電算入力処理の誤りによる誤支給があつたので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 平成17年2月分及び3月分の誤支給分については、平成17年5月23日に返納しました。平成17年4月分の誤支給分については、5月分給与で戻入しました。今後は、電算入力に誤りのないよう努めます。</p>			

監査結果公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があつたので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成18年2月17日

秋田県監査委員 富 樫 博 之
秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 菊 地 康 男
秋公委会第13号

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査の結果に基づき講じた措置について

平成17年11月7日付け監委 637で報告のあったみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
(別紙)

平成17年11月30日

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成17年10月17日
<p>(指摘事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金については、債権者が平成15年2月に病死したため、その後相続人に再三督促しているものの、未だ収納できないものであります。今後とも引き続き、督促及び訪問督促等により全額収納すべく一層努力してまいります。</p>			

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 秋 田 県

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷
 電話 082-8766000
 E-mail: matsubara@matsubaranatsuu.co.jp
 FAX 082-8766000
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷

